

## 意 見 書

令和2年9月2日

郵政民営化委員会事務局 御中

日本郵政グループ労働組合

郵政民営化に関する意見募集について、日本郵政グループで働く社員の立場から、以下のとおり意見書を提出します。

### 1. これまでの郵政民営化に対する評価

(1) 郵政民営化に対する3年ごとの検証においては、郵政民営化法の基本理念である国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与しているか、総合的な検証が必要と認識しています。また、ユニバーサルサービスの提供を義務づけられている一方で、上場企業として安定的な利益の確保が必要である中、事業の持続性を如何に確保していくことができるのか、取り巻く環境変化もふまえた検証を要望します。

民営化からまもなく13年を迎えようとしていますが、日本郵政グループは、かんぽ生命の保険商品に係わる営業問題によって、国民の皆さまの信頼を損なう極めて重大な過ちを生じさせてしまいました。郵便局を信頼してご利用いただいているお客さまに不利益を被らせてしまった事実に、日本郵政グループで働く社員全体で真摯に向き合い、このような事態に陥った要因の全容解明と再発防止策の徹底に向けて、労働組合の立場からも取り組みを進めていく所存です。問題の要因には、会社としてのガバナンスや営業指導体制等も挙げられますが、民間企業として市場で評価されることを第一義に、現実的な需要と乖離した営業目標設定のもと、それを達成しなければならないという観念に囚われていた実態も直視しなければならないと認識しています。そうした反省をふまえ、あらためて、事業を取り巻く厳しい経営環境下での将来展望を模索しなければならないと考えます。

現下の日本郵政グループの経営状況と今後の見通しは極めて厳しい状況にあります。収益割合の大きい金融2社は、超低金利による資金運用の困難性が益々高まり、特にゆうちょ銀行の資金利益は減少傾向が継続し、その他

の収益でカバーすることは極めて難しい状況にあります。そして、かんぽ生命保険も、市場のニーズに適応した商品ラインナップとはなっていないこと等から新規契約を確保する困難度は極めて高く、保有契約件数の大幅な減少と相まって、従来水準の収益を安定的に確保していく見通しが立ちにくくないと認識せざるを得ません。また、日本郵便では、Eコマース市場等の活性化によって好調に伸びていた荷物の取扱数も鈍化しており、コロナ禍によるデジタル化の進展によって、郵便物の取扱数の減少が益々加速することも想定されます。こうした現実を受け止めれば、グループ各社の事業が共に成り立ち存続することができる、効率性を高めた一体的な経営が必要であり、郵政民営化委員会からの客観的な視点での検証は非常に重要と認識しています。日本郵政グループが存続していくためには、直面している課題に対する具体策の検討が急務です。検証にあたっては、スピード感のある具体策の構築に向けて、議論を深めていただくよう要望します。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大という世界的な脅威に直面する中にあって、日本郵政グループで働く社員は、全戸マスク配達や特別定額給付金関係郵便物の配達、また、生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の受付業務の代行等も含め、自らの感染リスクと向き合いながら懸命に、社会インフラを維持するための職務を全うしています。あらためて国民の皆さんに必要とされる事業の重要性を認識しながら、かんぽ問題で低下した働く者の誇りを取り戻しつつ、お客さまからの信頼回復を果たしていかなければなりません。

他方、私たち働く者の賃金水準は、ユニバーサルサービスの提供を通じた社会インフラの維持を使命としながらも、民間準拠に基づく人事院勧告による国家公務員の給与および賞与の水準に及びません。現下における厳しい経営環境とコロナ禍による大きな環境等の変革を乗り越えるためにも、日本郵政グループ社員のモチベーションの維持・向上を図ることは極めて重要と考えます。郵政民営化委員会による前回の検証においても、利用者へのサービスの充実と上場企業としての企業価値の向上を図るための経営努力を絶え間なく積み重ねることが重要との意見が示されているように、上場企業としての利益水準の確保とユニバーサルサービスの提供を両立していくような、事業・サービスの拡充を図っていくための各種規制の撤廃を早期に実施していただく必要があると考えます。

## 2. 今後の郵政民営化への期待

日本郵政グループは上場企業とはいえ、その成り立ちや日本郵政株式の一定割合を政府が保有している現状からも、未だ国民全体の共有財産であることに変わりはありません。今後も、郵便局ネットワークの一層の活用をもって、ユニバーサルサービスの確保に努め、日本全国津々浦々の地域社会に貢献し

ていく役割を担っていく必要があると考えています。そのためにも、次の措置を講じていただくよう要望します。

(1) 企業価値の向上に向けて

事業の持続性を確保すべく経営の自主性を高め、人口減少による過疎化の進展に対応した協業も視野に入れ、同業他社との公正な競争を可能とするための措置を要望します。

具体的には、新規業務に対する許認可制等のいわゆる上乗せ規制撤廃が必須と考えますが、現行法においては一定の株式売却が必要であり、取り巻く環境下における現下の株価等を鑑みても早期の対応は困難と言わざるを得ないことから、許認可制等の条件緩和を求める意見を要望します。

(2) ユニバーサルサービスの安定確保に向けて

2018（平成30）年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」が成立し、ユニバーサルサービスコストの負担方法が改正・施行されました。その中で、拠出金の額の算定方法については、「郵政事業に係る基本的な役務の利用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分する方法」が示されています。

他方、現下の社会環境は、コロナ禍によって各産業分野も大きな変革の時期を迎えており、様々な分野で急激にデジタル化が進展し、非対面でのサービスの拡大と合わせ、「3つの密」を避けながらの個別対応も増加することが想定されます。

こうした視点から、拠出金算定の基準については、窓口利用の度合に加え、個別にお客さま対応を行う渉外対応等の要素も加味していただくことも必要と考えます。また、ご利用者数が減少しても、日々の固定業務は存在します。あらためて、ユニバーサルサービスの提供に必要な費用の一部として、郵便局舎に係わる減価償却費が含まれていないこと等を含め、不可欠な費用とする対象範囲の拡充も必要と考えます。

コロナ禍においても地域社会の安定した環境を維持するため、郵政事業が担うユニバーサルサービス、社会インフラを確保できる算定基準・範囲等の再検証・検討等を求める意見を要望します。

以上